

平成 30 年 5 月 23 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03252

研究課題名(和文)音楽配信にかかるレコード保護の総合的研究

研究課題名(英文)Comprehensive study on the legal protection for records focusing on the digital distribution

研究代表者

安藤 和宏 (ANDO, Kazuhiro)

東洋大学・法学部・教授

研究者番号：00548159

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、音楽配信にかかるレコード保護に関する諸外国の法制度と運用状況を調査・分析した上で、現行制度の改善や新たな提案を行うための総合的研究を行うことを目的とする。具体的には、音楽配信にかかるレコード保護について、(1)諸外国の法制度の状況の調査・分析、(2)諸外国および日本におけるヒアリングを含めた実態調査、(3)デジタル時代に適合した課題解決に向けた法制度の提言を行った。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research was to conduct the comprehensive study on the legal protection for records focusing on the digital distribution based upon analysis of legal systems and operational environments in foreign countries. What has been carried out in this research are (1) doing research and analysis of current legal systems in foreign countries, (2) doing the field survey including interviews with experts and people involved in Japan and abroad, (3) making a proposal about a new legal system suitable for the digital age.

研究分野：知的財産法

キーワード：強制許諾

1. 研究開始当初の背景

近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の進展によって、コンテンツの利用方法が多様化し、その取引も大量化しているが、その一方で、著作権法が規定する排他的権利という法的性質を前提とする限り、効率的かつ迅速な権利処理が困難となるために、コンテンツ・ビジネスの発展が妨げられているという指摘がなされていた。特に日本で問題となっているのは、インタラクティブ性のないストリーミング配信であるウェブ・キャストイングにおけるレコードの権利処理である。日本の著作権法はレコード製作者と実演家に対して、送信可能化権という許諾権を与えているため、事業者はレコード製作者と実演家から許諾を得る必要があるが、ほとんどのレコード会社は配信事業者に対して許諾を与えていないため、音楽配信ビジネスが停滞しているという現実があった。

一方、ドイツでは、レコード製作者と実演家に対して、許諾権ではなく、報酬請求権を与えているため、事業者は許諾を得る必要はなく、使用料を支払いさえすれば自由にウェブ・キャストイングが展開できる。また、イギリスでは日本と同様に、レコード製作者に許諾権を与えているが、集中管理団体により権利が集中管理されているため、音楽配信ビジネスがスムーズに進んでいるという状況がある。さらにアメリカでは、ウェブ・キャストイングについて、強制許諾制度を採用しているため、事業者はレコード製作者と実演家と交渉して許諾を得てもいいし、強制許諾制度を利用して、レコード製作者と実演家から許諾を得ることなく、裁定使用料を支払うことで、音楽配信ビジネスを展開することができる。そして、アメリカでは Pandora Radio というウェブ・キャストイングのサービスが大きな成功を収めている。

2. 研究の目的

デジタル・ネットワーク社会の到来によって、音楽産業はビジネスの中心を CD から音楽配信にシフトしているが、音楽配信（特にインタラクティブ性のないストリーミング配信であるウェブ・キャストイング）にかかるレコード保護に関して、諸外国は許諾権付与、報酬請求権付与、強制許諾制度、集中処理機構を通じた権利処理といった異なる法制度やスキームを採用しており、このことが音楽配信ビジネスの成否に大きな影響を及ぼしている。本研究では、音楽配信にかかるレコード保護に関する諸外国の法制度と運用状況を調査・分析した上で、現行制度の改善や新たな提案を行うための総合的研究を行うことを目的とした。具体的には、音楽配信にかかるレコード保護について、(1)諸外国の法制度の状況の調査・分析、(2)諸外国および日本におけるヒアリングを含めた実態調査、(3)デジタル時代に適合した課題解決に向けた法制度の提言を行うこと

とした。

3. 研究の方法

まず、(1)音楽配信にかかるレコード保護に関する諸外国の法制度の状況について、文献調査を中心に詳しく調査・整理する。次に、(2)諸外国における音楽配信ビジネスの動向について現地調査を中心に詳しく調査・整理する。最後に、(3)諸外国とわが国の法制度を比較検討し、音楽配信にかかるレコード保護に関する法制度のあり方として、最適なモデルを提案し、課題解決に向けた立法論・解釈論を展開する。本研究では、10名の研究協力者と定期的なミーティングを行い、討論や協議を行いながら、調査・研究を進めていく。資料の収集については、国内外の研究協力者の指導、助言を仰ぎつつ、幅広く文献や情報を収集する。海外調査については、アメリカ、イギリス、ドイツを訪問し、研究協力者とのミーティングや関係者等に対するヒアリングを行う。

以下、年度毎の研究の進め方を述べる。

初年度の平成 27 年度は、アメリカの法制度および運用の実態に論点を絞って、最新の文献や情報(ヒアリング・質問票により収集)と従前に収集したアメリカの資料を分析し、その成果を公表する。そのために、以下の計画・方法により、研究を実施する。

資料収集・分析：資料収集を継続しつつ、音楽配信にかかるレコード保護に関する著作権法制度について課題となる論点をまとめる。

海外調査：海外調査では、初年度の調査(質問票およびヒアリング)を通して共同研究を行った研究者との間で論点に関する意見交換を行う(アメリカに出張)。出張時、機会があれば本研究に関連する課題を扱う研究会等に参加して関連情報を収集する。

中間整理：中間整理として、論文または研究ノート等の資料の形式でまとめて、専門誌等に投稿する予定とした。

平成 28 年度は、イギリスおよびドイツに関する文献資料の収集・分析を主たる作業とした。

資料収集・分析：初年度の収集した資料の分析の他、引き続き、追加的な資料収集とそれらの分析を行う。

海外調査：海外調査では、初年度の調査(質問票およびヒアリング)を通して共同研究を行った研究者との間で論点に関する意見交換を行う(イギリスに出張)。

中間整理：中間整理として、論文または研究ノート等の資料の形式でまとめて、専門誌等に投稿する予定とした。

最終年度である平成 29 年度は、これまでに得られた成果を元にして、最終的な成果をまとめた論文や報告書の作成が主たる作業となる。

資料収集・分析：最終的な成果としての論文や報告書において必要となる追加的な資料

収集とそれらの分析を行う。

海外調査：海外調査では、過年度の調査を通して共同研究を行った研究者との間で関連する課題についての意見交換を行う(ドイツに出張)。

中間整理：最終のまとめとして、関連する最終報告書を論文の形式でまとめて、専門誌に投稿する予定である。研究成果を報告する機会として、著作権法学会等の学会での発表を予定した。

4. 研究成果

本研究の具体的な内容は次の3つから構成されている。まず、音楽配信にかかるレコード保護に関する諸外国の法制度の状況について、文献調査を中心に詳しく調査・整理する。次に、諸外国における音楽配信ビジネスの動向について現地調査を中心に詳しく調査・整理する。最後に、諸外国とわが国の法制度を比較検討し、音楽配信にかかるレコード保護に関する法制度のあり方として、最適なモデルを提案し、課題解決に向けた立法論・解釈論を展開する。初年度である平成27年度は、音楽配信にかかるレコード保護に関する諸外国の法制度の状況について詳しく調査・整理し、その成果を公表することとした。そのために以下の計画・方法により研究を実施した。

(1) 資料収集・分析：海外の法制度に関する資料収集を行い、音楽配信にかかるレコード保護に関する諸外国の法制度の現状を整理して、その中で顕在化した問題、とりわけ音楽配信における実演家への報酬が公平ではないことを指摘し、次年度以降の研究調査の方向性をより明確にした。

(2) 海外調査：最新の外国の情報を収集するために海外調査を行った。米国とドイツについては資料に基づいてこれを行い、英国については現地で資料収集を行った。

(3) 中間整理：論文の公表をシンポジウム等での報告を通して、政策立案や学究活動の議論の糧になるように努めた。具体的には音楽家ユニオン主催の国際シンポジウムで基調講演を行うとともに、大学紀要に論点をまとめて、私見を交えた論文を公表した。

平成28年度では、以下の計画・方法により研究を実施した。

(1) 資料収集・分析：海外の音楽配信ビジネスの動向に関する資料収集を行い、音楽配信ビジネスの現状を整理して、その中で顕在化した問題、特にアメリカで音楽配信ビジネスが急速に発展している点を指摘し、次年度の研究調査の方向性をより明確にした。

(2) 海外調査：研究分担者がイギリスで資料収集を行い、その結果を分析・考察した。

(3) 中間整理：論文の公表を公開講座等での報告を通して、政策立案や学究活動の議論の糧になるように努めた。具体的には5月14日(土)と21日(土)に東洋大学で公開講座「音楽ビジネスの現状と課題」、11月19日

(土)と26日(土)に東洋大学で公開講座「音楽著作権ビジネスの基礎知識」を開催した。さらに音楽著作権ビジネスにおける問題点を大学紀要に論点をまとめて、私見を交えた論文を公表した。

最終年度である平成29年度では、以下の計画・方法により研究を実施した。

(1) 資料収集・分析：海外の音楽配信ビジネスの動向に関する資料収集を行い、音楽配信ビジネスの現状を整理して、日欧米の法制度の比較分析を詳細に行った。

(2) 海外調査：最新の外国の情報を収集するために海外調査を行った。特に米国については現地で資料収集を行った。

(3) 最終報告：最終のまとめとして、関連する最終報告書を論文の形式でまとめて、大学の紀要で発表した。

また、2017年5月13日(土)の著作権法学会研究大会のシンポジウム「音楽配信ビジネスと著作権制度」において、サイマルキャストやウェブ・キャストに対して、レコード製作者には禁止権を付与するが、同時に強制許諾制度を導入すべきという提言を行った。まず、提言の前提となる状況については、以下のように説明した。

デジタル時代に適合した課題解決に向けて、以下のような調査・分析を発表した。音楽配信にかかるレコードの利用に対して、レコード製作者に禁止権を付与している国では、サイマルキャストやウェブ・キャストはビジネスとして成功裡に展開できていないだけでなく、レコード製作者に比べて、実演家の報酬が少なすぎると世界的に問題となっている。一方、報酬請求権制度や強制許諾制度を設けている国では、これらのビジネスが一定の成功を収めているだけでなく、実演家とレコード製作者間の報酬は均衡が取れている。

そして、提言の根拠として、(1)文化庁への登録を要件とすることで、配信事業者の所在・身元が明らかになり、債務不履行に対する権利行使の実効性が高くなること、(2)集中管理制度が抱えるアウトサイダー(非構成員)の問題が生じないこと、(3)法律または法令で条件を設定することによって、CD販売やダウンロード販売との競合を避けることができること、(4)権利の集中管理制度の確立・運用には時間がかかるが、強制許諾制度には即効性があること、(5)スタジオ・ミュージシャンに報酬を支払うスキームを作ることができることを挙げた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

安藤和宏「音楽配信ビジネスと著作権法 - 日米法制度の違いを中心に -」著作権研究 44号(2018年)・掲載決定済・印刷中、査読無
安藤和宏「ラジオ型インターネット放送に

おけるレコード・実演の権利のあり方」東洋法学 61 巻 1 号 (2017 年) 53-81 頁、査読無
安藤和宏「Live Bar 事件判例評釈」東洋法学 60 巻 3 号 (2017 年) 59-86 頁、査読無
安藤和宏「実演家に衡平な報酬をーブダペスト宣言を受けてー」東洋法学 59 巻 3 号 (2016 年) 247-267 頁、査読無
安藤和宏「音楽著作権管理事業者の現状と課題」東洋法学 59 巻 2 号 (2016 年) 233-262 頁、査読無
安藤和宏「アメリカ著作権法における無意識の依拠に関する一考察」東洋法学 59 巻 1 号 (2015 年) 231-250 頁、査読無

〔学会発表〕(計 5 件)

安藤和宏「音楽配信ビジネスと著作権法 - 日米法制度の違いを中心に -」著作権法学会研究大会 (2017 年 5 月 13 日) 神田一橋講堂
今村哲也「英国著作権法制は変わるのか」ALAI Japan (2016 年 12 月 4 日) 神田一橋講堂
安藤和宏「実演家に衡平な報酬を」国際音楽家連盟・日本音楽家ユニオン共催国際大会 (2015 年 12 月 16 日) 国連大学(東京・青山)
安藤和宏「なぜ JASRAC の独占は崩れないのか」明治大学知的財産法政策研究所学会 (2015 年 8 月 19 日) 明治大学
今村哲也「欧州における権利の集中管理をめぐる近時の動向について」明治大学知的財産法政策研究所学会 (2015 年 8 月 19 日) 明治大学

〔図書〕(計 6 件)

安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス基礎編 (第 5 版)』(リットーミュージック、2018 年 2 月) 総 392 頁
安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス実践編 (第 5 版)』(リットーミュージック、2018 年 2 月) 総 464 頁
安藤和宏「著作権」石井美緒・嶋田英樹・松嶋隆弘編著『インターネットビジネスの法務と実務』(三協法規出版、2018 年 1 月) 総 432 頁 (265-282 頁を担当)
安藤和宏「アメリカにおける連邦法と州法の交錯に関する一考察 - カリフォルニア追悼権法は生き残れるか」渋谷達紀教授追悼論文集編集委員会著『知的財産法研究の輪』(発明推進協会、2016 年 9 月) 総 795 頁 (681-695 頁)
今村哲也「学説の動向(著作権)」高林龍・三村量一・上野達弘編『年報知的財産法 2015-2016』(日本評論社、2015 年 12 月) 総 232 頁 (86-104 頁を担当)
安藤和宏「著作権の譲渡・相続にともなう権利関係の変動」「音楽産業と著作権」井奈波朋子・石井美緒・松嶋隆弘編著『コンテンツビジネスと著作権法の実務』(三協法規出版、2015 年 4 月) 総 424 頁 (120-131 頁、250-264 頁を担当)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安藤 和宏 (ANDO, Kazuhiro)
東洋大学・法学部・教授
研究者番号：00548159

(2) 研究分担者

今村 哲也 (IMAMURA, Tetsuya)
明治大学・情報コミュニケーション学部・准教授
研究者番号：70398931

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()